

瓦屋根耐風改修工事費補助申請 必要書類（**工事前**）

■ 注意事項（重要）

- 瓦屋根（粘土瓦、セメント瓦）を**全て改修する場合**に補助金の対象となります。
- 補助金交付決定通知前に**工事着手（契約）**すると補助金が受けられません。

■ 提出書類

- 申請書（瓦屋根耐風改修工事費補助金交付申請書「第1号様式」）**
 - ・申請者は、建物所有者となります。（所有者が他界している場合は、下記「誓約書」参照）
 - ・建物登記にて所有者を確認します。（登記が無い場合は、課税台帳にて確認します。）
- 調査報告書および工事施工方法について**
 - 下記内容について有資格者による調査を行ってください。
 - ・対象となる建物の瓦屋根が、基準に適合していないことを示してください。
 - ・対象となる建築物の改修工事について、建築確認申請の要否を示してください。
- 調査者の資格証の写し**
 - ・上記の調査報告書等を作成した有資格者の資格証の写しを添付してください。
- 現況写真**
 - ・対象となる建物全体がわかるもの（1枚以上）を添付してください。
- 見積書の写し**
 - ・下記「見積書の内容について」参照。
- 屋根面積求積図**
 - ・対象となる建物の屋根面積を算定した根拠（各屋根の面積、寸法、計算式など）を示してください。
- 債権者登録申出書兼口座振込申出書**
 - ・認め印（シャチハタ不可）を押印してください。

▲ 提出書類（必要な場合のみ）

- 委任状**
 - ・第三者が代理者となる場合は、資格（建築士、行政書士、弁護士など）が必要です。
 - ・親族が代わりに手続きを行う場合は、続柄の記載がある様式を使用してください。
- 誓約書（所有者が他界している場合で、所有者に代わって親族が申請する場合）**
 - ・上記の場合、所有者の相続人または親族のみ申請可能です。
- 同意書（所有者が複数存在する場合）**
 - ・申請者以外の方、全員の同意書が必要になります。
- 確認済証**
 - ・建築確認申請の要否については、建築士等にご相談ください。

※見積書の内容について

- 補助申請時に添付する見積書について、以下の点にご注意ください。
- ・宛名は申請者氏名（フルネーム）とし、工事場所、見積年月日を記載してください。
- ・見積業者の社印、もしくは担当者印を見積書に押印してください。
- ・見積書の内容は、原則、補助対象となる瓦屋根の改修工事のみとして下さい。やむを得ず他の工事を含む場合は、内訳を示して瓦屋根の改修工事費がわかるようにしてください。
- ・屋根面積は、少数点以下第2位まで記載してください。

瓦屋根耐風改修工事費補助申請 必要書類 (工事後)

注意事項 (重要)

○次の場合は**変更手続きが必要**となります。

- ・「工事金額の20%以上の変更」「工事業者の変更」「補助金額の変更」などが発生する場合は**変更申請書 (第3号様式)**と**変更の内容がわかる書類** (変更後の見積書など)を提出してください。
- ・変更の手続きは、**当該年度の1月20日まで**に行ってください。行わない場合、補助金の交付ができなくなることがありますのでご注意ください。

○工事を**中止する場合は当該年度の1月20日まで**に中止申請が必要です。

- ・年度内に工事を行うことができないとわかった時点で、速やかに**中止申請書 (第3号様式)**を提出してください。

○**工事完了日から30日以内かつ当該年度の3月20日まで**に報告が必要です。

- ・**工事完了日=領収書の日付**となります。
- ・報告期限を過ぎた場合、補助金の交付ができなくなることがありますのでご注意ください。

提出書類

- 実績報告書 (瓦屋根耐風改修工事完了実績報告書「第5号様式」)**
 - ・告示基準とおりに工事されたことを確認した、工事監理者等による記名が必要となります。
- 支払請求書 (瓦屋根耐風改修工事費補助金支払請求書「第7号様式」)**
 - ・補助金の交付決定通知書 (または変更承認通知書)を参照の上、記入してください。
- 工事請負契約書 (または注文請書) の写し**
 - ・申請時に提出した見積書と同じ内容の契約書 (注文請書)を作成してください。
(同時に他の工事を行う場合は、必ず分けて作成してください。)
 - ・契約日が補助金交付決定 (変更承認) **通知日以降**であることを確認して下さい。
- 領収書の写し**
 - ・契約書 (注文請書)に基づく領収書を作成してください。
(同時に他の工事を行う場合は、必ず分けて作成してください。)
 - ・銀行振込の場合、**手数料は除いた額で上記契約の金額と一致する必要があります**。
(契約金額と一致しない場合、補助金額に影響すると変更手続きが必要になります。)
- 工事写真**
 - ・工事前、工事中、工事後の写真 (各1枚以上)を添付してください。
 - ・補助対象の屋根が全て改修されていることがわかるように撮影してください。

お問合せ先：建築指導課 (許可認定係)

059-354-8183 (直通)

059-354-8404 (FAX)